

**国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領**

平成23年10月27日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成24年11月7日
一部改正：平成25年11月6日

1. 概要

- ・ 中期目標期間終了時の評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- ・ 各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。
- ・ 各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうかを確認する。
- ・ 評価に当たっては、例えば、世界最高水準の教育研究の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等、地域や国際社会への貢献、教育研究の国内外連携を通じた実施等、法人の多様な役割に十分配慮する。また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。
- ・ なお、別添1の「共通の観点」について、第2期中期目標期間における取組状況を評価する。

2. 実施方法

(1) 項目別評価

教育研究等の質の向上

ア. 大学評価・学位授与機構が行う評価

- ・ 教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）から、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に教育研究の状況についての評価の実施を要請する。
- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。その際、教育研究の特性を踏まえつつ、各法人の目的によっては、教育研究の成果が、世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上を目指す観点から、適正に評価するよう配慮する。
- ・ 学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度を評価し、その単位（対象組織）は、第1期中期目標期間評価における現況分析の単位に準ずるものとし、

別添 2 のとおりとする。

- 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする。
- 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案に対する意見申立ての機会を付与する。
- 各法人の自己点検・評価を検証した上で、教育研究の水準及び質の向上度の評価結果も勘案し、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」及び「その他の目標」(ただし、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「平成24年度補正予算（第1号）に関する目標」を除く)の項目（大学共同利用機関法人は、「共同利用等に関する目標」の項目を加える。)ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。

評定
中期目標の達成状況が非常に優れている
中期目標の達成状況が良好である
中期目標の達成状況がおおむね良好である
中期目標の達成状況が不十分である
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

イ . 評価委員会による検証

- 「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「平成24年度補正予算（第1号）に関する目標」については、後述「ア.」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価（ウェイト付けを含む）の妥当性も含めて総合的に検証する。なお、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、機構が行う学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価結果を参考にしつつ検証を行う。
- 上記検証は、書面調査及びヒアリングを通じて行う。
- 適正な教育研究環境を保持する観点から、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織ごとに、別添3に示す方法により定員超過の状況を確認する。

ウ . 評価委員会による評定

- 機構による各法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。
- 附属病院及び附属学校に係る中期目標の達成状況は、イ.の検証を踏まえ、附属病院は別添4、附属学校は別添5にそれぞれ掲げる評価の共通観点に係る取組状況等も勘案し、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」の項目ごとに、全体的な状況を指摘した上で、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。

- ・ 「平成24年度補正予算(第1号)に関する目標」については、後述「ウ.」と同様の方法により評定を行う。
- ・ 各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織の定員超過の状況は、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

業務運営・財務内容等の状況

ア. 法人による自己点検・評価

- ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目について、中期計画の記載事項ごとに、事業の実施状況を自己点検・評価し、実績報告書に以下の4段階により進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。

なお、項目内の各記載事項の重要性等を勘案してウェイト付けができる。

進捗状況	
中期計画を上回って実施している	()
中期計画を十分に実施している	()
中期計画を十分には実施していない	()
中期計画を実施していない	()

- ・ 平成27年度の実績報告書と第2期中期目標期間の実績報告書は効率化の観点から様式を一体のものとする。

イ. 評価委員会による検証

- ・ 「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価(ウェイト付けを含む)の妥当性も含めて総合的に検証する。
- ・ 上記検証は、書面審査及びヒアリングを通じて行う。
- ・ 法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 評価委員会による評定

- ・ イ. の検証を踏まえ、別添1の「共通の観点」に係る取組状況等も勘案し、項目ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定するとともに、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

評定	判断基準（目安）
中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成状況が良好である	すべて 又は
中期目標の達成状況がおおむね良好である	又は の割合が 9 割以上
中期目標の達成状況が不十分である	又は の割合が 9 割未満
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

- 1 上記の判断基準は目安であり、各法人の諸事情（別添1の「共通の観点」に係る取組状況等を含む。）を勘案し、総合的に判断する。
- 2 各法人がウェイト付けした事項を勘案し、評価する。
- 3 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているかどうか、第2期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する。

（2）全体評価

- ・ 中期目標各項目の項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体を記述式により評価する。
また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況について、各年度の進捗状況の確認も踏まえ記述する。

（3）法人への意見申立て機会の付与

- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与する。
- ・ 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定していることから、意見申立ての対象としない。

（4）評価結果の公表

- ・ 評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

3. スケジュール

平成28年

- | | |
|---------|---|
| 6月30日まで | 各法人が「平成27年度及び第2期中期目標期間の実績報告書」を提出 |
| 7～8月頃 | 実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等） |
| 9～10月頃 | 平成27年度の業務実績に係る評価結果案に対する各法人からの意見申立て
平成27年度の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表 |

平成29年

1～3月頃

機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

3～5月頃

評価結果の決定、各法人に通知・公表

4. その他

本実施要領は、各法人を取り巻く諸事情や各年度終了時の評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行う。

共通の観点

1. 業務運営の改善及び効率化

戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。また、法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・ 学長・機構長等の裁量の予算、定員・人件費の設定状況

外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価する。また、内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・ 外部有識者の活用状況
- ・ 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

2. 財務内容の改善

財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、財務内容を改善することは重要な課題であり、法人の目的に照らして経費の節減、自己収入の増加及び資金の運用が図られているかどうか、財務分析を実施し、その分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価する。(附属病院を置く法人は、継続的に安定的な病院運営のために必要な取組も含む。)

(確認事項例)

- ・ 資金の運用に向けた取組状況及びその運用益の活用状況
- ・ 財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

3. 自己点検・評価及び情報提供

中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。

法人が中期計画・年度計画を計画的に実行しているか、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(確認事項例)

- ・ 中期計画・年度計画の進捗状況管理の状況
- ・ 自己点検・評価の着実な実施及びその結果の法人運営への活用状況

情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・ 情報発信に向けた取組状況

4. その他の業務運営

法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているかどうかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・ 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況
- ・ 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況

(注) なお、「確認事項」については、別途定める「平成25～27事業年度における「共通の観点」に係る取組状況に関する資料」を参照のこと。

機構が行う教育研究評価における
学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価単位について

. 基本的な考え方

1. 国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価の対象は、原則として、各法人が設置する学部・研究科等、附置研究所及び共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設とする。
2. なお、大学院と学部の関係、大学院と附置研究所の関係、連合大学院等については、以下の原則により評価単位を工夫する。
 - (1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部・研究科等、附置研究所及び共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設の評価に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も評価の対象とする。
 - ・ 上記以外の教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合等が想定される。
 - (2) 学部と当該学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に評価する。【例1】
 - ・ 研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に評価する。
 - (3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として評価し、評価結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例2】
 - (4) 附置研究所やその他の教育研究組織を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として評価する。なお、研究面については、当該独立研究科の業績に基づきとなる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として評価できることとする。【例3、4】
 - (5) 学校教育法第85条但書及び第100条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の評価は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。
 - ・ 筑波大学等の学群・学系、各大学の教育部・研究部がこれに該当。

(6) 教養教育を行う全学的な教育組織は、評価の対象とせず、教養教育の実施状況については、関係する中期計画の実施状況について評価を行うほか、学部の教育面の評価の中で扱う。

3. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関（国立大学法人法施行規則第1条）及び中期目標に記載された教育研究組織とする。

4. 大学共同利用機関と大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織と共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として評価できることとする。

5. なお、中期目標期間の途中に統合・改組を行った場合は、平成27年度末時点の組織をそれぞれ評価の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上度を評価の対象とする。

. 評価単位の決定プロセス

1. 評価委員会は、各法人の評価単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて法人ごとに個別に定める。

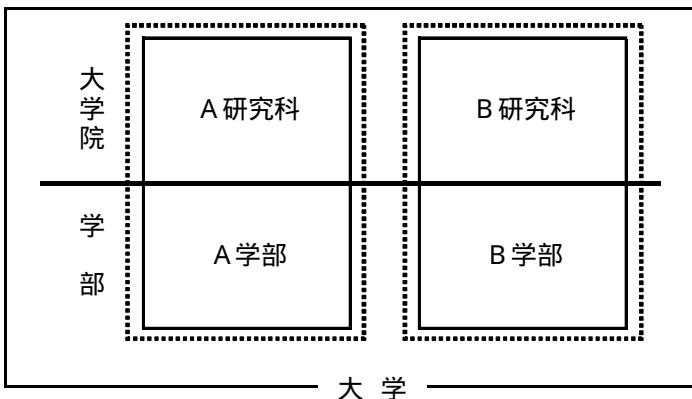
- 各法人が、上記の基本的な考え方に基づいて、評価単位の意向を評価委員会に提出することとする。

2. 評価委員会は、平成27年10月を目処に中期目標期間評価の対象となる評価単位を確定し、機構に示すこととする。

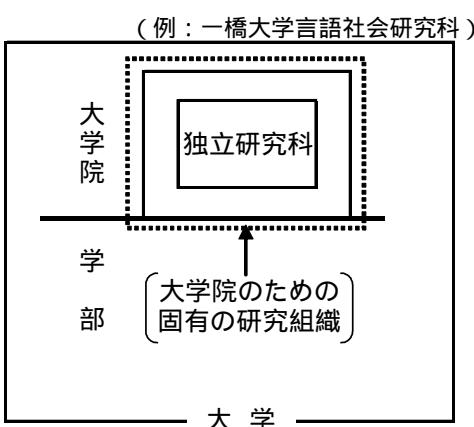
研究面の評価単位

【例 1】

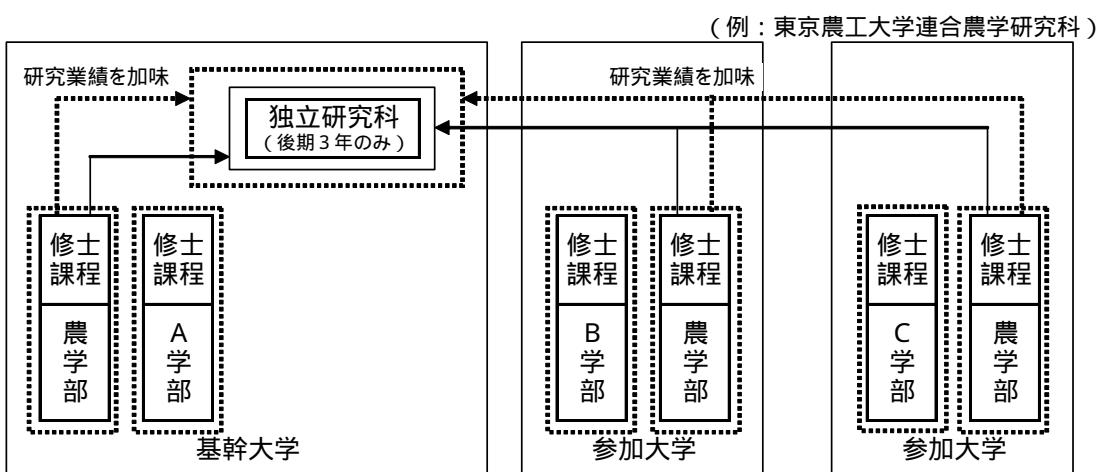
学部と学部を基礎とする一般研究科の場合



独立研究科の場合

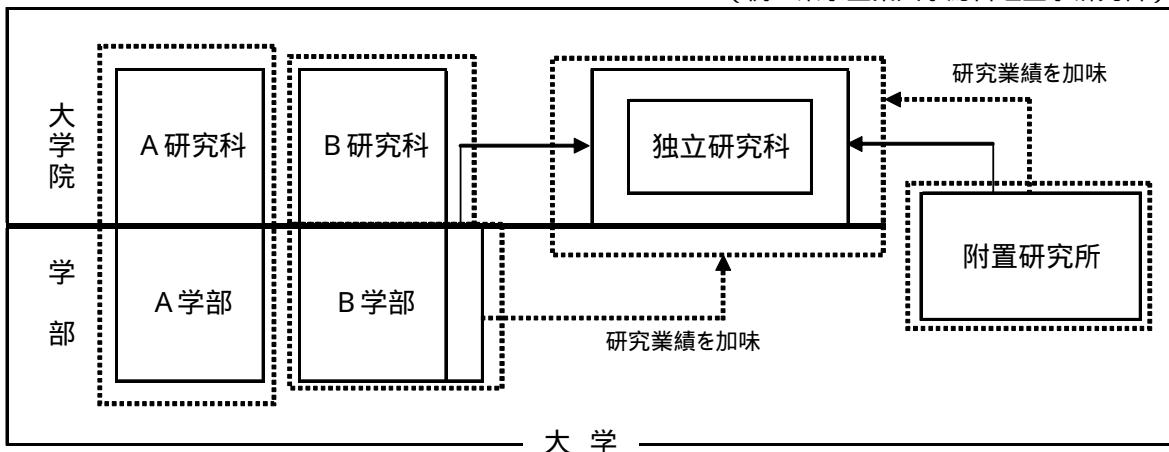


【例 2】主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合



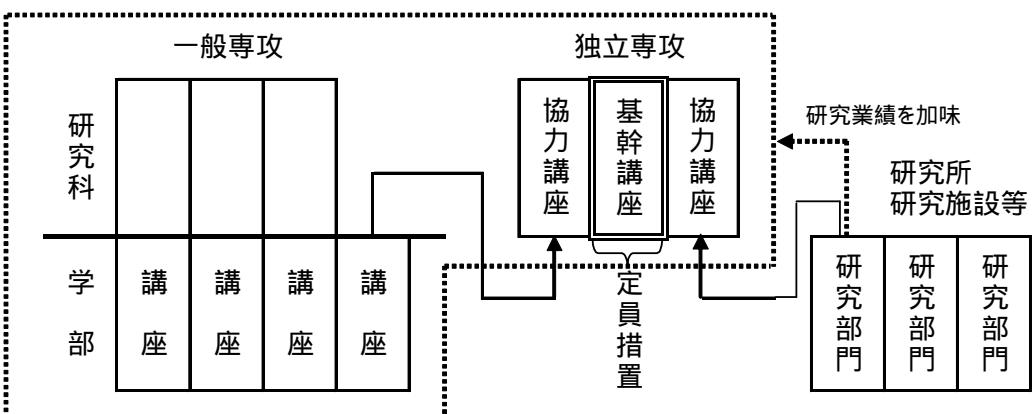
【例 3】主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合

(例: 東京工業大学総合理工学研究科)

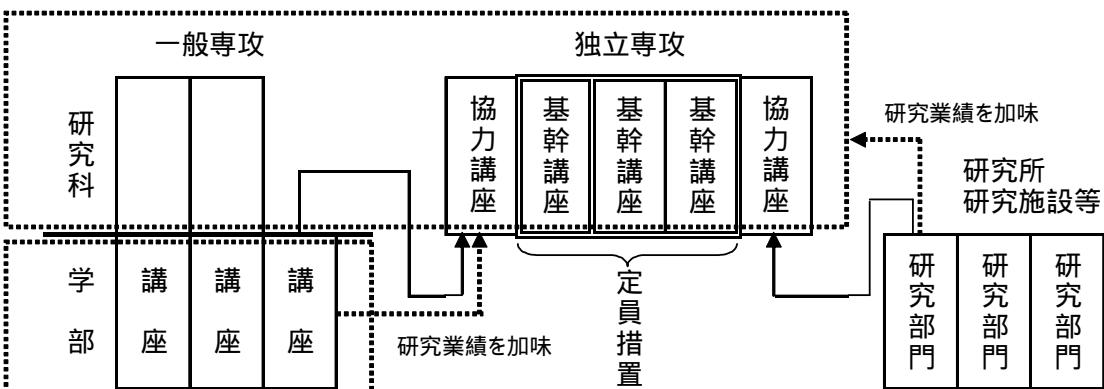


【例 4】研究科内に独立専攻がある場合

独立専攻のウェイトが小さい場合



独立専攻のウェイトが大きい場合



実線は組織を構成する

中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

1. 定員超過率の算定方法

(1) 確認単位

中期目標別表に記載されている学部・研究科等を単位とする。

(2) 基準時

平成22年度から平成27年度までの各年度の5月1日現在の状況とする。

(3) 定員超過率

収容定員に対する在学者の割合を定員超過率とする。その際、以下の点に留意する。

外国人留学生のうち、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生については、在学者数から控除する。

休学者については、在学者数から控除する。

留年者及び在学者のうち標準修業年限内に学位を取得できなかった者については、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者は在学者数から控除する。

実績報告書において、各年度における学部、研究科等毎の上記～の数及びそれらを控除した定員超過率を記載する。

2. 定員超過の状況の確認・指摘

(1) 評価に際しては、平成27年度における定員超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合に、それぞれ平成22年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘する。

(2) 特に、平成22年度から平成27年度までの期間を通じて一貫して定員超過率が130%の目安を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる学部、研究科等がある場合には、それぞれ入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求める。

(3) 定員超過の状況を確認するため、各年度において、超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等について、その理由を実績報告書に記載することとする。

(4) 定員超過の状況についての指摘は、「教育研究等の質の向上」の項目の評価結果に付記することとする。

国立大学法人の第2期中期目標期間に係る業務の実績における 附属病院の評価について

1. 基本方針

附属病院の評価については、その特性等を踏まえた多面的な評価を行うため、教育（主として卒前教育と一貫した医師・歯科医師の卒後臨床研修や専門医研修等並びに看護師等コ・メディカルスタッフに対する教育研修等）、研究（主として新たな診断法や治療法開発等の臨床研究）、診療及び運営改善について、中期目標・計画の記載に基づき、その達成状況の評価を基本として行う。

その際、各病院が取り組むべき最小限の共通事項を、下記のとおり評価の観点として設け、実績報告書の記載事項中、一般の病院とは異なる意義・役割を含め、質の向上や個性の伸長、社会貢献の強化等に向けた主体的な取組について確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。

また、特に診療面、運営面の評価については、平均在院日数、病床稼働率などの標準的、客観的データも参考としつつ、病院の規模や地域性、大学病院としての特性等にも十分配慮して行う。

運営面の評価の一環として附属病院セグメントの財務状況について適宜分析し、法人全体の財務内容の改善の状況として評価の際に活用する。

2. 評価の共通観点

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のため
に必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

【指標例】

教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況

教育や研究の質を向上するための取組状況（教育研修プログラム（総合的・全人的教育等）の整備・実施状況、高度先端医療の研究・開発状況等）

(2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われてい
るか。（診療面の観点）

【指標例】

医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）

医療事故防止や危機管理体制の整備状況

患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況

(3) 繼続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。
(運営面の観点)

【指標例】

管理運営体制の整備状況

外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）

地域連携強化に向けた取組状況

- 1) 【指標例】は、当該観点での評価を行う上で、一般的に必要と思われる指標を例示したものである。
- 2) 評価に当たっては、病院資料、国立大学病院管理会計システム（HOMAS）又はこれに類する会計システム等により得られた各種統計データについても参考とする。

国立大学法人の第2期中期目標期間に係る業務の実績における附属学校の評価について

1. 基本方針

附属学校の評価は、中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかという観点から、法人の自己評価の妥当性の確認を通じて評価する。

その際、(1)教育課題、(2)大学・学部との連携(共同研究・教育実習等)、(3)附属学校の役割・機能の見直しの観点から、附属学校としての目的を十分に果たしているかどうかについて評価を行い、具体的には、以下の観点例が考えられる。

ただし、これらの観点例は、附属学校としての目的を十分に果たしているかどうかを評価する場合に、一般的に考えられる取組を示したものであり、これらの観点例に基づいて一律に評価するものではない。

2. 評価の共通観点

(1) 教育課題について

学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。
地域における指導的あるいはモデル的学校となるように、様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。

(2) 大学・学部との連携

附属学校の運営等について、大学・学部側との間で協議機関等が設置され機能しているか。

大学・学部の教員が一定期間附属学校で授業を担当したり、行事に参加したりするようなシステムが構築されているか。

附属学校が大学・学部のFDの場として活用されているか。

大学・学部における研究への協力について

大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。

大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。

教育実習について

附属学校における質の高い教育実習を提供する場として実習生の受け入れを進めているか。

大学・学部の教育実習計画は、附属学校を十分に活用したものとなっているか。
(附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。)

大学・学部の教育実習の実施への協力をうために適切な組織体制となっているか。

大学・学部と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じてないか。

(3) 附属学校の役割・機能の見直しについて

附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われてきたか。